

第 1 号

11月5日 (火)

令和6年第2回宇城市議会臨時会（第1号）

令和6年11月5日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 報告第20号 専決処分の報告について（専決第17号） |
| 日程第4 | 報告第21号 専決処分の報告について（専決第18号） |
| 日程第5 | 報告第22号 専決処分の報告について（専決第19号） |
| 日程第6 | 報告第23号 専決処分の報告について（専決第20号） |
| 日程第7 | 承認第7号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第21号） |
| 日程第8 | 議会運営委員会報告 |
| 日程第9 | 発議第3号 宇城市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 坂元大介君 | 2番 四海公貴君 |
| 3番 村上真由子君 | 4番 河野真理君 |
| 5番 吉良邦夫君 | 6番 田中美君君 |
| 7番 嘉古田茂己君 | 8番 原田祐作君 |
| 9番 永木誠君 | 10番 山森悦嗣君 |
| 11番 三角隆史君 | 12番 坂下勳君 |
| 13番 高橋佳大君 | 15番 溝見友一君 |
| 16番 園田幸雄君 | 17番 福田良二君 |
| 18番 河野正明君 | 20番 豊田紀代美君 |
| 21番 中山弘幸君 | 22番 石川洋一君 |

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野 修 君 書 記 河村 聡 美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田 憲 史 君 総務部長 木見田 洋 一 君
土木部長 平木 恵 一 君 総務部次長 米田 年 宏 君
土木部次長 星津 章 博 君 財政課長 田尻 勇 樹 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） ただいまから、令和6年第2回宇城市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、9番、永木誠君及び10番、山森悦嗣君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（豊田紀代美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 報告第20号 専決処分の報告について（専決第17号）

日程第4 報告第21号 専決処分の報告について（専決第18号）

日程第5 報告第22号 専決処分の報告について（専決第19号）

日程第6 報告第23号 専決処分の報告について（専決第20号）

日程第7 承認第7号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第21号）

○議長（豊田紀代美君） 日程第3、報告第20号専決処分の報告について（専決第17号）から、日程第7、承認第7号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第21号）までを一括議題とします。

市長から、一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 本日の臨時議会の開催、大変お世話になります。

今回提出しますのは、専決処分の報告が4件、専決処分の報告及び承認が1件、合計5件になります。詳細につきましては、それぞれ関係部長が説明いたします。

これらの議案につきまして、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 市長からの提案理由の説明が終わりました。

これから、議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、報告第20号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 報告第20号専決処分の報告について（専決第17号）

不知火支所庁舎周辺草刈りによる車両損傷に係る損害賠償の専決処分について説明いたします。議案集4ページから5ページをお願いいたします。

令和6年9月11日に不知火支所庁舎周辺の草刈りを実施した際、草刈り機の刃で飛ばした小石等が、不知火支所南側駐車場に駐車していた相手方所有の車両に損傷を与えたことで、市に賠償責任が生じたものです。損害賠償金は105,589円です。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されております。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第20号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第21号から報告第23号までの詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 報告第21号市道管理不備による物損事故に係る損害賠償額

の専決処分について説明いたします。議案集は6ページ、7ページになります。

令和6年8月5日午後7時頃、不知火町小曾部地内の市道不知火ウキウキ線を北から南へ走行した際に、市道敷から竹が倒れかかっていたため車線をふさぎ、走行中の車両が竹と接触し、車両左前後のバイザーを損傷し、道路管理者の市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は21,463円です。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されております。

以上で、説明を終わります。

続きまして、報告第22号市の土地管理不備による物損事故に係る損害賠償額の専決処分について説明します。議案集は8ページ、9ページです。

令和6年5月27日午前5時50分頃、松橋町豊福地内の九州縦貫自動車道下り線に隣接した本市の管理する土地より倒木が発生し、走行車線及び追越車線をふさぎ、走行中の車両が避けきれず幹や枝等に接触し、車両の左側のバンパー、左前ドア部等を損傷し、土地管理者の市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は841,500円です。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されております。また、この倒木による被害車両は4台で、そのうちの1台目となります。

以上で、説明を終わります。

続きまして、報告第23号市の土地管理不備による物損事故に係る損害賠償額の専決処分について説明します。議案集は10ページ、11ページです。

令和6年5月27日午前5時50分頃、松橋町豊福地内の九州縦貫自動車道下り線に隣接した本市の管理土地より倒木が発生し、走行車線及び追越車線をふさぎ、走行中の車両が避けきれず幹や枝等に接触し、車両の左側のヘッドランプ、左サイド部分等を損傷し、土地管理者の市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は240万6,500円です。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されております。また、先ほど申しましたとおり、この倒木による被害車両は4台で、そのうちの2台目となります。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第21号から報告第23号までの詳細説明が終わりました。

これで、専決処分の報告について（専決第17号）から（専決第20号）までを終わります。

次に、承認第7号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 承認第7号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第21号）令和6年度宇城市一般会計補正予算（専決第1号）について詳細説明いたします。議案集12ページから13ページをお願いいたします。資料は、別冊の令和6年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（専決第1号）となります。

令和6年10月9日付けで、予算を専決処分したため、議会に報告し承認を求めるものです。

内容は、衆議院の解散に伴い、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査が10月27日に執行されることから、選挙事務を迅速に行うため補正対応したものです。

先ほど申しました別冊の令和6年度宇城市一般会計補正予算（専決第1号）の1ページをお願いいたします。

初めに、予算の総額について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,476万6千円を追加し、予算総額を353億9,674万1千円としております。

7ページをお願いいたします。歳出予算となります。

款2、項4、目4、衆議院議員選挙費で3,476万6千円を補正しております。主なものといたしましては、節3職員手当等の時間外勤務手当1,353万1千円

です。期日前投票事務や投票日当日の投票また開票事務などに従事する職員手当となります。

このほか、各節にわたりまして、選挙に要する経費を補正しております。財源は、国庫支出金の衆議院議員総選挙費委託金で全て賄われます。

以上で、承認第7号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 承認第7号の詳細説明が終わりました。

これから承認第7号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第7号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論のある方の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、承認第7号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第21号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第7号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、承認第7号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議会運営委員会報告

○議長（豊田紀代美君） 日程第8、議会運営委員会報告を議題とします。

議会運営委員会委員長から報告の申出がありますので、これを許します。

○議会運営委員長（高橋佳大君） 改めておはようございます。

それでは、議会運営委員会での議会改革に関する協議結果について御報告いたし

ます。

当委員会におきまして、本年6月5日を第1回として、これまで計6回の委員会を開催し、議会改革に関する協議を重ねてまいりました。項目につきましては、議員定数、議員報酬、政務活動費、選挙運動費用の公費負担、そしてその他として、常任委員会の数及び質問の回数についてです。

まず、議員定数について、6月18日に開催されました第10回議会運営委員会において、「市民の声を聞くために、議会改革に関するアンケートを実施する」ということで決定したため、内容について協議し、無作為抽出の市民1,274人及び行政区長176人の合計1,450人を対象に実施いたしました。実施期間については、8月5日月曜日から31日土曜日まで、そして、事前の周知の方法としましては、8月1日発行の議会だよりの最終ページに記載するといたしました。

実施期間終了後、事務局にて集計を行い、9月5日に開催されました第15回議会運営委員会において、その集計結果についての説明を受けました。回答率は約34%ということで、詳細については、第15回議会運営委員会の結果報告とともに議員の皆様にはLINE WORKSにてお知らせしたところです。議会改革に関するアンケートの結果を参考にし、議員定数について協議を行い、意見としては、「前回の投票で無投票であったこと、また、人口減少を鑑みて20人に削減すべき」との意見や「アンケート結果を参考にし、18人に削減すべき」との意見、「世論は絶対参考にし、地域の意見を大切にしたいとの思いから、20人に削減すべき」との意見、「アンケート結果について分析する組織が必要。また、定数を減らせば若い方が議員になるためのハードルが高くなるため、現状維持とすべき」などの意見がありました。委員の間で議論を重ねましたが結論に至らず、最終的に採決した結果、現在の議員定数22人から2人削減し、議員定数を20人とすることに決定したところでございます。

次に、議員報酬については、議員定数について削減することが決定したため、全会一致で、報酬を上げる方向で執行部に申入れをすることに決定いたしました。

続きまして、政務活動費については、現段階において、議員定数を基に協議するというようになっております。

次に、選挙運動費用の公費負担について、7月25日に開催されました第12回議会運営委員会において、条例制定の申入れをする方向で決定したため、その後、県内14市の中で条例を制定している熊本市、八代市、荒尾市、菊池市、合志市に加え、美里町、大津町及び氷川町の公費負担の限度額を確認し、本市議会の限度額について協議を行いました。制定している市や町において、ほぼ国の限度額と同額としていることから、本市議会においても「国の限度額と同額としてはどうか」と

いう意見が出されましたが、この結果をそれぞれ持ち帰り、議論を深めるということで継続審議となっております。

次に、その他のうち常任委員会の数について、「議員定数を確定した上で、常任委員会数を協議すべきでは」との意見や、「総務文教は協議すべき案件が多いため、総務と文教に分けるべき」との意見、「総務文教を総務と文教に分けた上で、各議員が4常任委員会のうち2つの常任委員会に所属するようにしてはどうか」などの意見が出されました。現段階では結論には至らず、今後さらに協議・検討していく必要があると考えております。

最後に、その他のうち質疑の回数につきましては、「回数制限の撤廃を行うと際限なく続くため、撤廃すべきではない」との意見が出されており、これも継続審議となっているところでございます。

以上をもちまして、これまで本委員会が協議してまいりました内容の報告とさせていただきます。

○議長（豊田紀代美君） 委員長の報告が終わりました。

これから、質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

○8番（原田祐作君） 今、委員長報告をしていただきましたが、ちょっと私の中で委員会の中で行われた議論と、その後全員協議会の中で行われた議論、それが混ざっているような印象を受けたのですが、今の委員長報告は、あくまで議会運営委員会の中でのみの議論というふうに私は捉えてよろしいのでしょうか。

○議会運営委員長（高橋佳大君） 今、原田議員の質問で、全協と議運の報告というところで、内容が一緒ではないかというところの質問であると思います。一応、議会運営委員会でいろいろもんで、試行錯誤しながら結果を出したまともな意見を、そのまま皆さんに全協の議員の方に申し入れたわけでございます。透明性を図った結果だと思っております。どうか御理解いただきたいと思っております。

○8番（原田祐作君） それでは、今の報告は議会運営委員会の中での報告ということで承知をいたしました。そういうことであれば、議員報酬につきまして全会一致というのは、これは議会運営委員会の中での結論であるというふうに捉えた上で、しかしながら、議会運営委員会というのは私たち少数会派、一人会派を含め、出席ができておりません。そういった中で、少数意見の留意につきましては、この報告の中にはあるのかないのかをお聞きします。

○議会運営委員長（高橋佳大君） 報酬の問題につきましては、一応、定数削減して皆さんと協議した結果、今後の若い人たちのためとか、無投票を防止するわけではありませんけれども、そうならないような議員に対する報酬をもう少し他市町村と比べても、ちょっと宇城市は下の方にあります。そういうところで歩調を合わせて

レベルを合わせて1つにしたらどうかというところから、最初議運で出たわけでございます。一人会派の方々の意見を聞きながら、これは一応私たち議員の案ですので、申入れはいたしました。あとは市がどのように判断されるかは分かりません。私たちも分かりません。そういうところで御理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○8番（原田祐作君）　ということは、この全会一致という部分には、少数意見は留意がなかったというふうに私は受け止めをいたしました。決めるのは執行部であるというふうなところも承知はしておりますが、やはり提案するという部分においては、少数意見もしっかりと含まれた上での申入れが必要かなというふうに思います。全会一致という部分に関しては、多少は私は疑義が残るということをしつけて質疑を終わります。

○議長（豊田紀代美君）　暫時休憩します。

-----○-----

休憩　午前10時24分

再開　午前10時24分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○21番（中山弘幸君）　今委員長報告がありましたけれども、私は定数に関しては反対するつもりはございませんけれども、報酬に関しまして、議会運営委員会の中で全会一致で報酬を上げることになったとありましたけれども、私は議会運営委員会に参加もしておりませんし、その全会一致ということに関しましては、私は報酬の値上げには反対しておりますので、この全会一致には異議があるということをし添えておきます。

○議長（豊田紀代美君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これで、議会運営委員会報告を終わります。

-----○-----

日程第9　発議第3号　宇城市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（豊田紀代美君）　日程第9、発議第3号宇城市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案につきまして、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（高橋佳大君）　発議第3号宇城市議会議員の定数を定める条例の一

部を改正する条例の制定について、趣旨説明をいたします。

近年、全国的に議員のなり手不足が問題となっており、本市でも、令和4年に行われた市議会議員一般選挙では、合併後初めての無投票でした。しかし、新たに7人の新人議員を迎え、議会活動がますます活発化しているところではあります。

本市の合併後の議会改革としては、議会中継の録画配信や電子採決システムの導入、タブレットによるペーパーレス会議などを通して、開かれた議会を目指してきました。今後ますます深刻となる過疎化や人口減少問題を背負う議会として、また、議員定数見直しを求める市民の声もあることから、令和4年度以降、議会改革に関する協議を重ねてまいったところです。このたびの議案につきましては、議会改革に取り組んだ結果として、次の市議会議員一般選挙から、議員定数を現行の22人から2人削減し、20人とするため提案するものであります。

議員各位には、この条例改正案に御理解をいただき、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（豊田紀代美君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時28分

再開 午前10時28分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど8番、原田祐作議員の発言の中に、議員の報酬について執行部が決定するとありました。あれは諮問はしますけれども、報酬審議会の方で決定をいたしますので、そこは議長から申し上げておきます。

それでは、再開します。

高橋議会運営委員長からの趣旨説明が終わりました。

これから、発議第3号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論のある方の発言を許します。

○3番（村上真由子君） 皆さん、こんにちは。議員番号3番、村上です。私は今回こちらの議員定数削減については、反対の立場から討論いたします。

今回、この議員定数削減については、これまで会派代表者会議や全員協議会が既に関わっております。私は一貫してこの議員定数の削減に反対しており、理由は全く変わっておりません。議員定数が減らされるということは、その分市民の声を聞

く、そして、その声を聞いて市政に反映させるその立場の人間の数が減らされてしまうということです。議会が、宇城市が、ますます市民から遠ざかってしまうことになりかねません。今回のことは、今回の市議選が無投票であったということも関係しているのかもしれませんが。実際、議員定数削減に賛成されている方々の理由の1つが、議員のなり手不足だからです。では、市民の皆さんがなぜ議員の数が多と言われるのか。そこには市の人口が減ってきた、それならば市の歳費をもっと抑える必要があるのではないか。その中で議会の歳費を減らすためにはどうしたらいいだろうか。なら、定数を減らそうといった考えから来ているかと思われます。議員定数を減らすことで生じるマイナス要因は、先ほど申し上げましたが、市民の声を聞く人間の数が減らされるというところです。市民の声を聞いて市政に反映させる、これが一番、議員の仕事の最たるものではないでしょうか。それを今、この議会で無くそうとしているのです。議会歳費を減らす必要があるなら、議員報酬を下げて定数をそのままにするという選択もあります。それこそが、議員も身を切る改革となるのではないのでしょうか。先ほどの委員長報告で、報酬を上げる方向でというお声もありましたが、それでは議員の身を切ったことにはならないと思います。市民にだけ身を切る改革をさせるのではなく、議員の方も身を切るべきだと思います。しかし、このことを申し上げますと、今度は議員のなり手不足がとおっしゃる方もおられるかも分かりません。ですが、今回の選挙は無投票ではありましたが、定員割れはしておりません。ちゃんと22人立候補しております。また、最後まで出ようか、出まいか、考えられていた方もいらっしゃると思います。ですので、まだ本市では定員割れを起こすほどの議員のなり手不足ではないと思っております。先日、市が行ったアンケートでは、なり手不足の理由の一番多かった回答が、「議員が何をしているのか分からない」、これでした。そうなんです、議員が一体何をしているのか、どういう職業なのかが分からないゆえに、なり手不足が生じていることも要因の1つです。これはひとえに、我々議員の力不足から起きていると思います。すごく反省しております。昨年の議員の議会出席、また委員会などの出席の実際見えてくるところの総時間数は、年間約88時間でした。そして御存じのとおり、我々の年間報酬約560万円、時給にすると大体63,600円程度です。もちろんその他にもいろんな会合に出席して、いろんな行事に来賓として呼ばれてとありまして、議員として活動することはたくさんありますので、この時給からはどんどん下がってはまいります。それでも本市の市民の皆さんの年収の割合から比べると、かなりの額を頂いていると思います。また、兼業も認められている部分もあります。24時間、365日議員活動をしているというのであれば、年間88時間とかではなく、もう少し目に見える議員活動を、例えば議員だけで集まって市

のもっといろいろな課題を話し合う場、全員協議会等の回数を増やして、市民の皆さんに議員が何をしているのかを分かっていた方が大事なのではないのでしょうか。議員のなり手不足は、いろいろな方法で解決ができると思います。先ほど歳費を抑える話もしましたが、結局、2人定数を減らして、その分を今の議員の報酬に上乘せをしてしまうと、結果、今のままと歳費は変わってまいりません。

最後に重ねてお伝えさせていただきますが、我々議員の仕事は市民の皆さんの声を聞いて、そして、それをしっかりと市政に反映させることです。議員の数が減るということは、その声を聞く人間の数が減ります。

議員諸氏におかれましては、いま一度、皆さんの心にしっかりお尋ねいただき、どうか御理解いただき採決にお臨みいただきますよう、伏してお願い申し上げます。

○議長（豊田紀代美君） ほかにありませんか。

○12番（坂下 勳君） おはようございます。発議第3号宇城市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、私は賛成の立場で討論を行いたいと思います。

今回、議員定数削減の提案でございます。本来、議員定数を削減すれば、市民の声が行政に届きにくくなるとの意見があります。しかしながら、市民の声を行政に届けることこそ、議員活動の重要な行動ではないかと考えます。削減となれば当然議員自身、今まで以上、議会活動に邁進するとともに、市民の負託に応える努力をしなければならないということは言うまでもありません。議員定数は、10年前の平成25年3月に現在の22人となり、現在に至っております。前回の市議選の結果を踏まえ、ある団体から平成25年の人口と今を比較すれば、およそ4,009人余り減少しており、今後も人口減少は否めない状況にあり、議員定数の20人が妥当であるとして、議長宛てに要望書が提出されました。また、8月に宇城市議会の議会改革に関するアンケート調査を実施したところ、定数削減を求める市民の声が届いていることは、議員各位も御承知のとおりであります。そういった民意の声に応えるのは、議員として当然の責務と考えます。よって、これまで議会運営委員会において幾度も議論が重ねられた結果であり、議員定数の適正化という観点から、本市においては現状の22人から2人削減し、議員定数を20人とする委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

議員諸氏の御賛同をよろしくお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（豊田紀代美君） ほかに討論はありませんか。

○8番（原田祐作君） ただいま議題に上がっております、発議第3号宇城市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

まず、提案理由として行財政改革推進の一環というふうに挙げられております。また、先ほどの賛成討論の中でもありましたが、ある団体から人口が減少しているからというようなことを基に、議員定数もというお話をお聞きしました。であるならば、先ほど来、質疑の中でもありましたが、議員定数を減らすことにおいて、報酬を引き上げるというような提案をすること自体、矛盾をしているというふうに感じます。また、民意をよく聞かなければならないというこのような説明もありました。しかしながら、アンケートの結果におきましては、先ほどの反対討論の中でもありましたが、議員は何をしているか分からない、また選挙費用が自腹であることが困難なのではないかとか、会社勤めとの両立が厳しいのではないか、また家族が注目されると。つまり、これは議員になること、また日本の選挙制度若しくは民主主義に対する考え方、このようなことに私は問題があると、そういったことから皆さんがこの選挙に関わることを敬遠していると、このようなことではないかなと思います。多くの方がこの議場に来て、自分の意見をまた地域の意見をこの場で言い、宇城市を良くしたいという思いは、たぶん市民の皆さんはあると思います。そのような思いを私たちは実現をしなければならぬと。このような観点に立った場合には、その議席を減らすということはこれに逆行する。また、私たちが今一番しなければならないのは、このアンケート結果に応えることではないでしょうか。何をしているのか分からない、先ほど4つ述べましたけれども、これが上位です。これを解決するために議員定数を減らすことは、私は解決にならないと思います。それよりも、この4つの市民の皆さんが持たれている不満、課題、これを解決するために話し合いを始めること、これが必要なことであるというふうに思います。残念ながら、宇城市はこの議員定数また議会改革に関わることを議会運営委員会でやっております。ほかの自治体では、会派、また人数を問わず、議会改革特別委員会というのをつくって、少数意見もきっちりとその議論の場で話ができる環境をつくって進めている。この宇城市にはそれが無い。これは非常に残念なことであると思います。議員定数が減ることによって一番困るのは、少数意見を持つ人たち、少数意見を持って声が小さい、本当に困っている人たち。この人たちを救うためにも、是非とも広く、議員の皆さんが声を聞けるような環境をつくっていかねばならないと、このように思います。

以上のことから、現状におきましては、議員定数のアンケートにおける市民の皆さんの不満や疑問に対して、議員定数を削減することでは解決しないと私は判断しておりますので、反対をしたいと思います。

皆様におかれましても、どうか御賛同いただきまして、反対の票を投じていただくことをお願い申し上げます。

○議長（豊田紀代美君） ほかにありませんか。

○9番（永木 誠君） 皆さんこんにちは。ただいま発議第3号宇城市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

今回、行政区からの要望として議員定数削減が出されております。また、8月の住民アンケートの結果、回答率は低いものの、定数削減という結果が出ております。結果は結果として民意の声を尊重すべきだと、私は思います。宇城市の人口、また今後の人口推移を鑑み、削減するのが私たち議員の役目でもあります。先ほどから市民の声が届かないという話がありますが、現在、20人の議員で議会運営がされております。何ら支障も起きておりません。そしてまた私たち会派暁で、議員定数について調査研究した結果、定数は18人が妥当という結果になりました。しかしながら、今回一度に定数4人減になれば、議会運営に混乱が生じる可能性があるため、段階的に削減していった方がスムーズな議会運営になると判断しました。よって、今回2人減の定数20人に賛成します。

議員各位におかれましては、御賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（豊田紀代美君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） これで討論を終わります。

これから、発議第3号宇城市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第3号は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和6年第2回宇城市議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

令和6年第2回臨時会 賛否一覧表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

議員名 件名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	16	17	18	20	21	22	審議結果	賛成	反対
	坂元 大介	四海 公貴	村上 真由子	河野 真理	吉良 邦夫	田中 美君	嘉古田 茂己	原田 祐作	永木 誠	山森 悦嗣	三角 隆史	坂下 勳	高橋 佳大	溝見 友一	園田 幸雄	福田 良二	河野 正明	豊田 紀代美	中山 弘幸	石川 洋一			
承認第7号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第21号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	19	0
発議第3号 宇城市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	※	○	○	原案可決	16	2

※議長のため表決には加わりません